

## 実績報告書提出にあたっての留意事項

### (1) 提出期日について

- 対象備品等の購入や支払いがすべて終わり、領収書等の証憑がそろっている場合は、最終支払い完了後20日以内に提出してください。【最終提出期限：令和3年4月20日】

- 報告書の様式は、鳥取県ホームページからダウンロードしてください。

➡<https://www.pref.tottori.lg.jp/292827.htm>

検索

健康政策課 感染防止対策補助金

### (2) 消費税仕入控除税額について

- 消費税はその制度上、重複して消費税が課されないよう、仕入税額控除制度が設けられています。一方、補助金の充当を受けた経費の消費税は、課税仕入れに対して支払った消費税として控除することができます。

そのため仕入控除をした場合、事業者は補助金の充当を受けた経費に係る消費税額を実質的に負担していないこととなります。

このことから、補助対象経費から仕入控除税額を除いた額で実績報告を行っていただく必要があります。

- なお、実績報告終了後に消費税及び地方消費税の確定申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに知事へ報告していただくこととしています（すべての者が必要）。ただし、補助対象経費に消費税を含まない金額で実績報告書を提出した場合は、提出は不要です。

【報告様式】様式5「鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金(医療分)に係る消費税控除仕入税額報告書」 ➡様式は、鳥取県ホームページからダウンロードしてください。

【報告時期】額が確定した場合、速やかに。

遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月末まで

- 報告された仕入控除税額（要返還相当額）については、後日、県から事業者に対して納付書（請求書）を送付しますので、金融機関の窓口等で返還金を納付してください。

➡仕入控除税額(要返還相当額)の計算方法等は裏面を参照ください。

※消費税仕入控除税額制度の詳細については、鳥取・倉吉・米子税務署へお問合せください。

<補助金についての問い合わせ・書類提出先>

〒 680-8570 鳥取県鳥取市東町 1-220

鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課 感染拡大防止等補助金担当

TEL : 0857-26-7958

## <消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要返還相当額)の計算方法等>

### 1 計算方法

#### (1)返還がない場合

次の場合には、返還額0円で報告をしてください。

- ・消費税の申告義務がない事業者。
- ・簡易課税方式で申告している。
- ・公益法人等(※)であり、特定収入割合が5%を超えている。
- ・補助対象経費に係る消費税等を、個別対応方式において、「非課税売上のみ」に要するものとして計上している。
- ・補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみである。

※公益法人等とは、一般財団法人、一般社団法人、社会医療法人、公益財団法人、公益社団法人等、消費税法別表第三に該当する法人等をいいます。

#### (2)返還がある場合

課税売上高が5億円以下、かつ課税売上割合が95%以上の場合は、課税仕入れに含まれる消費税の額はその全額を課税売上げに係る消費税の額から控除できます。95%未満の場合は課税仕入れに含まれる消費税額の全額は控除できなく、税務申告の際に以下のイ、ウの方式のいずれかを選択することになっています。

ア 課税売上高が5億円以下、かつ課税売上割合が95%以上の場合(全額控除)

補助金額 \*  $\times 10 / 110 =$  返還額(円未満切り捨て)

イ 課税売上割合が95%未満の場合で「一括比例配分方式」を採用している場合

補助金額 \*  $\times 10 / 110 \times$  課税売上割合 = 返還額(円未満切り捨て)

ウ 課税売上割合が95%未満の場合で「個別対応方式」を採用している場合

AとBの合計額 = 返還額

A 課税売上のみを要する補助対象経費に使用された補助金

補助金額 \*  $\times 10 / 110 =$  返還額(円未満切り捨て)

B 課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金

補助金額 \*  $\times 10 / 110 \times$  課税売上割合 = 返還額(円未満切り捨て)

※上記の「補助金額 \*」について(ア~ウ共通)

補助対象経費に課税仕入れと非課税仕入れが混在する場合、補助対象経費に含まれる課税仕入れと非課税仕入れの割合により補助金額を按分し、課税仕入れに係る補助金のみ計算対象とします。

ただし、消費税の税務申告又は補助金の実績報告において補助金の用途を明確にしている場合には課税仕入れに使用した補助金のみ計算の対象とします。

### 2 留意事項

(1) 返還額の計算において、課税売上割合は端数処理を行わずに計算し(ただし、消費税の申告において課税売上割合を端数処理した場合には、その割合を用いる。)、また、算出された返還額は円未満を切り捨てること。

(2) 平成26年4月1日以前に契約された複数年度にわたる事業で、契約時に適用された消費税率が適用される場合は事前にご相談ください。

【記載例】

交付決定額: 1,000,000 円

実績額: 1,200,000 円(税抜) の場合

様式 4 (第 7 条関係)

令和 年 月 日

補助金交付申請時と同じにして下さい。

鳥取県知事 平井 伸治 様

交付決定通知書に記載された日付  
及び文書番号を入力して下さい。

申請者 住所  
氏名 (印)  
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金(医療分野)実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則第 17 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

交付決定額以上の支出がある場合、実績には交付決定額と同額を記載してください。(記載例の場合、120 万円ではなく 100 万円を記載してください。)

記

交付決定通知書に記載された金額をそれぞれ入力して下さい。

補助金等の名称	鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金(医療分野)		
	算定基準額 (A)	交付決定額 (B)	差引 (B - A)
交付決定	1,000,000 円	1,000,000 円	円
実績	1,000,000 円	1,000,000 円	円
差引	円		
添付書類	1 鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金(医療分野)実績報告書(別紙) 2 支出を証する領収書等		

支出を証する領収書等とは、領収書、銀行振込明細、支払いが確認できる通帳の写し等により支払年月日が確認できる書類です。クレジット払いの場合は、クレジット払いであること及び金額の内訳が明記された領収書、カード会社発行の「カード利用明細」、引き落としが確認できる通帳の写し、前回御入金額の記載がある請求書などです。  
**※一般的な請求書や納品書だけでは、支払いの確認ができませんので、ご注意ください。**

【法人情報】 ※ 消費税の取扱いについて、いずれかにチェックすること。	<input type="checkbox"/> 一般(本則)課税事業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者
不明な場合は、取引されている税理士等へ御確認ください。	○所属・職名等 [ ] ○氏名 [ ] ○電話番号 [ ]

報告内容に疑義や不備があった場合に、確認させていただく際の担当者様をご入力ください。

(別紙)

鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金（医療分野）支出内訳書

<内訳>

経費区分	支出額	左のうち、 消費税額 ※1	内 訳 ※2
賃金・報酬	円	円	y
謝金	円	円	
会議費	円	円	
旅費	円	円	
需用費	円	円	
役務費	円	円	
委託料	300,000 円	0 円	
使用料及び賃借料	円	円	
備品購入費	900,000 円	0 円	
合計	1,200,000 円	0 円	

消費税が含まれる場合は、内訳として記載してください。実績報告後、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合、様式5「鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金（医療分）に係る消費税控除仕入税額報告書」の提出が必要となります。  
ただし、補助対象経費に消費税を含まない金額で実績報告書を提出した場合は、提出は不要です。

一部の経費区分のみで交付決定額に達する場合は、それ以外の経費区分は記載しなくても損はありません。  
したがって、経費区分の大きいものから書いていき、支出額の合計が交付決定額に達した時点で記載をやめると記入の手間を省くことができます。

※1 支出額に含まれる消費税の金額を記載すること。（端数は四捨五入とする。）  
なお、支出額に消費税を含めない（税抜き額）とする場合は、0円と記載すること。

※2 内訳欄は、整備した設備等の品名等を詳細に記入すること。